附　則

１　この学則は，令和８年４月１日から施行する。

２　令和２年４月１日施行の学則については，第20条から第22条，第25条，第28条から第30条，第34条，第36条，第40条，第51条，第77条，第105条，第106条（第２項，第４項，第５項及び第６項を除く）及び第116条は，入学年度にかかわらず，この規定を適用する。

３　医学部医学科の毎年入学定員及び収容定員は，第12条の規定にかかわらず，「地域の医師確保等の観点からの令和４年度医学部入学定員の増加について（令和３年８月16日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知)」，「地域の医師確保等の観点からの令和５年度医学部入学定員の増加について(令和４年８月29日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知)」，「地域の医師確保等の観点からの令和６年度医学部入学定員の増加について（令和５年８月８日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知)」，「地域の医師確保等の観点からの令和７年度医学部入学定員の増加について（令和６年８月７日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知)」及び「地域の医師確保等の観点からの令和８年度医学部入学定員の増加について（令和７年８月５日付け文部科学省高等教育局長・厚生労働省医政局長通知)」に基づき，令和８年度から令和13年度までの間，次のとおりとする。

年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
毎年入学定員	135	120	120	120	120	120
収　容　定　員	785	785	780	765	750	735

４　大学院危機管理学研究科危機管理学専攻博士後期課程の収容定員は，第12条第２項の規定にかかわらず，令和７年度から令和８年度の間，次のとおりとする。

	令和7年度	令和8年度
危　機　管　理　学　専　攻	3	6

５　大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻博士後期課程の収容定員は，第12条第２項の規定にかかわらず，令和７年度から令和８年度の間，次のとおりとする。

	令和7年度	令和8年度
ス　ポ　ー　ツ　科　学　専　攻	3	6

６　令和元年度以前から在学する学生については，文理学部社会教育主事コースの履修に関しては，本学則に定める授業科目を履修する必要があると認められる場

合，本学則に定める授業科目を履修することができるものとする。